

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>茂原市中央公民館</td> <td>茂原市茂原101番地</td> </tr> <tr> <td>茂原市本納公民館</td> <td>茂原市本納<u>1741番地1</u></td> </tr> <tr> <td>茂原市鶴枝公民館</td> <td>茂原市上永吉1012番地</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(職員)</p> <p>第5条 公民館に館長、主事及びその他必要な職員を置き、<u>その定数は、茂原市職員定数条例（昭和47年茂原市条例第26号）の定めるところによる。</u></p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が委嘱する。</p>	名称	位置	茂原市中央公民館	茂原市茂原101番地	茂原市本納公民館	茂原市本納 <u>1741番地1</u>	茂原市鶴枝公民館	茂原市上永吉1012番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は<u>次の</u>とおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>茂原市中央公民館</td> <td>茂原市茂原101番地</td> </tr> <tr> <td>茂原市本納公民館</td> <td>茂原市本納<u>1600番地</u></td> </tr> <tr> <td>茂原市鶴枝公民館</td> <td>茂原市上永吉1012番地</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p><u>(分館)</u></p> <p>第4条 <u>次に掲げる公民館に分館を置く。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>公民館の名称</td> <td>分館の名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>茂原市本納公民館</td> <td>新治分館</td> <td>茂原市下太田59番地の1</td> </tr> </table> <p>(職員)</p> <p>第5条 公民館に館長、<u>主事</u>及びその他必要な職員を置き<u>その定数は、茂原市職員定数条例（昭和47年茂原市条例第26号）の定めるところによる。</u></p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p>	名称	位置	茂原市中央公民館	茂原市茂原101番地	茂原市本納公民館	茂原市本納 <u>1600番地</u>	茂原市鶴枝公民館	茂原市上永吉1012番地	公民館の名称	分館の名称	位置	茂原市本納公民館	新治分館	茂原市下太田59番地の1
名称	位置																						
茂原市中央公民館	茂原市茂原101番地																						
茂原市本納公民館	茂原市本納 <u>1741番地1</u>																						
茂原市鶴枝公民館	茂原市上永吉1012番地																						
名称	位置																						
茂原市中央公民館	茂原市茂原101番地																						
茂原市本納公民館	茂原市本納 <u>1600番地</u>																						
茂原市鶴枝公民館	茂原市上永吉1012番地																						
公民館の名称	分館の名称	位置																					
茂原市本納公民館	新治分館	茂原市下太田59番地の1																					

改正後	現 行
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 公民館を使用しようとする者は、<u>所定の事項を付し</u>あらかじめ<u>館長</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、<u>管理上</u>必要があると認めるときは、その使用許可につき条件を付することができる。</p>	<p>2 <u>館長は、重要かつ異例な使用の場合にあつては教育長と協議し、決定する。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>館長は管理上</u>必要があると認めるときは、その使用許可につき条件を付することができる。</p>
<p>2 <u>教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。</u></p>	<p>2 <u>次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。</u></p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、<u>使用の許可</u>を停止し、又は取り消すことができる。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>館長は、使用者が次の各号の一に該当する場合使用の許可</u>を停止し、又は取り消すことができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 使用に関し、<u>教育委員会</u>の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為のあつたとき。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 使用に関し、<u>館長</u>の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為のあつたとき。</p>
<p>2 <u>前項の使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</u></p>	<p>2 <u>前項の取消し等により生じた損害について市はその責任を負わない。</u></p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>市長は、公民館</u>の施設及び設備を利用する者から使用料を徴収する。ただし、<u>市長は、別に定めるところにより使用料を減免</u>することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>公民館</u>の施設及び設備を利用する者から使用料を徴収する。ただし、<u>教育委員会が別に定めるところにより使用料を減免</u>することができる。</p>

改正後				現 行			
2 (略)				2 (略)			
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。							
別表 (第10条)				別表 (第10条)			
茂原市公民館使用料				茂原市公民館使用料金			
単位：円				(単位 円)			
区分		午前 8 時30分から午後 5 時まで1時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで1時間につき	区分		午前 8 時30分から午後 5 時まで1時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで1時間につき
中央公民館	大会議室	540	640	中央公民館	大会議室	540	640
	小会議室	270	320		小会議室	270	320
	研修室	270	320		研修室	270	320
	調理室	640	770		調理室	640	770
	講座室	430	510		講座室	430	510
	ギャラリー	430	—		ギャラリー	430	—
	冷暖房料	使用料の 3 割の額			冷暖房料	使用料の 3 割の額	
本納公民館	多目的ホール	830	1,000	本納公民館	大会議室	750	900
	会議室	320	380		小会議室	270	320
	研修室	270	320		研修室	270	320
	調理室	640	770		調理室	640	770
	音楽室・プレイルーム	600	720		講座室	430	510
	視聴覚室				視聴覚室	540	640
	冷暖房料	使用料の 3 割の額			冷暖房料	使用料の 3 割の額	

改正後				現 行			
鶴枝公民館	大会議室	540	640	新治分館	和室	100	120
	小会議室	320	380		調理室	160	190
	研修室	160	190		会議室	210	250
	料理実習室	640	770		冷暖房料	使用料の3割の額	
	講座室	270	320	鶴枝公民館	大会議室	540	640
	冷暖房料	使用料の3割の額			小会議室	320	380
備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。			研修室		160	190	
			料理実習室		640	770	
備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料金の5割を加算して徴収する。			講座室	270	320		
			冷暖房料	使用料の3割の額			